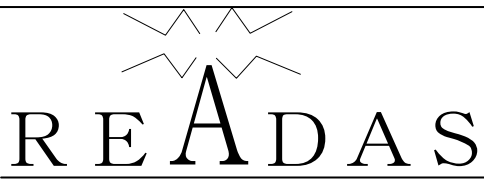


第 5723 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2017年)平成29年 6月 1日 木曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 交際費課税の注意点

Q：交際費課税で注意する点がありますか？

A：次のような点に注意してください。

【解説】

交際費課税に注意する点は、次のようなところ です。

1. 交際費の支出の相手方

交際費の支出の対象となる相手方には、直接その法人の営む事業に取引関係のある者だけでなく、間接にその法人の利害に関係ある者及びその法人の役員、従業員、株主等も含まれます。

2. 支出の事実があったとき

交際費課税の対象となる交際費等とは、交際費等の支出の事実があったものが対象となり、次のように取り扱われることとなっています。

① 取得価額に含まれている交際費等でその事業年度の損金の額に算入されていないものであっても、それが交際費等に該当するものであれば、接待、供応、慰安、贈答等の事実のあった日の事業年度の交際費等に算入します。

② 交際費等の支出の事実があったときとは、接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のあったときをいい、これらに要した費用について仮払い又は未払経理をしているとしていないとを問いません。

